

ID: 94

担当部署: 健康福祉部 健康増進課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	真岡市休日夜間急患診療所の設置及び管理条例 第7条第1項		
例規番号	平成30年条例第44号		
<p><b>【基準】</b>  第7条の規定による。  (使用料)  第7条 診療所において診療を受けた者は、使用料を納付しなければならない。  2 前項の使用料の額は、健康保険法(大正11年法律第70号)第76条第2項又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第71条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定めるところにより算定した額とする。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 95

担当部署: 健康福祉部 健康増進課

処分の概要	手数料の徴収		
例規名 根拠条項	真岡市休日夜間急患診療所の設置及び管理条例 第8条第1項		
例規番号	平成30年条例第44号		
<p><b>【基準】</b>  第8条の規定による。  (手数料)  第8条 診療所において診断書、証明書又は意見書の交付を受ける者は、その交付を受ける際に手数料を納付しなければならない。</p> <p>2 前項の手数料の額は、次の額に消費税額及び地方消費税額を加えて得た額とする。</p> <p>(1) 診断書 1通につき3,000円  (2) 証明書 1通につき5,000円  (3) 意見書 1通につき500円</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日